ＪＹ８０Ｂ

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法　　規　１２問
無線工学　２４問　｝３時間

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

［１］　次の記述のうち、電波法で定める用語の定義に該当するものはどれか。電波法（第２条）の規定に照らし、下の**１**から**４**までのうちから一つ選べ。

１　「電波」とは、５００万メガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。
２　「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送るための通信設備をいう。
３　「無線電話」とは、電波を利用して、音声その他の信号を送り、又は受けるための電気的設備をいう。
４　「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

［２］　次の記述は、固定局の免許後の変更手続について述べたものである。電波法（第１７条）の規定に照らし、［　　］内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**１**から**４**までのうちから一つ選べ。

免許人は、無線局の目的、［Ａ］若しくは無線設備の設置場所の変更をし、又は［Ｂ］ときは、あらかじめ、［Ｃ］ならない（注）。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。

注　基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることとする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。

	Ａ	Ｂ	Ｃ
１	通信の相手方、通信事項	無線設備の変更の工事をしようとする	総務大臣の許可を受けなければ
２	無線局の種別、通信の相手方、通信事項	電波の型式若しくは周波数を変更しようとする	総務大臣の許可を受けなければ
３	無線局の種別、通信の相手方、通信事項	無線設備の変更の工事をしようとする	総務大臣に届け出なければ
４	通信の相手方、通信事項	電波の型式若しくは周波数を変更しようとする	総務大臣に届け出なければ

［３］　次の記述は、「周波数の許容偏差」及び「スプリアス発射」の定義について述べたものである。電波法施行規則（第２条）の規定に照らし、［　　］内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**１**から**４**までのうちから一つ選べ。

①　「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の割当周波数からの許容することができる最大の偏差又は発射の特性周波数の［Ａ］からの許容することができる最大の偏差をいい、百万分率又はヘルツで表す。
②　「スプリアス発射」とは、必要周波数帯外における１又は２以上の周波数の電波の発射であって、そのレベルを情報の伝送に影響を与えないで［Ｂ］することができるものをいい、［Ｃ］を含み、帯域外発射を含まないものとする。

	Ａ	Ｂ	Ｃ
１	割当周波数	除去	高調波発射、低調波発射、寄生発射及び相互変調積
２	基準周波数	低減	高調波発射、低調波発射、寄生発射及び相互変調積
３	基準周波数	除去	高調波発射及び低調波発射
４	割当周波数	低減	高調波発射及び低調波発射

［４］　次の記述は、周波数の安定のための条件について述べたものである。無線設備規則（第１５条）の規定に照らし、［　　］内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の１から４までのうちから一つ選べ。

①　周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り［ A ］によって発振周波数に影響を与えないものでなければならない。
②　周波数をその許容偏差内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り［ B ］によって影響を受けないものでなければならない。
③　移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、実際上起り得る［ C ］によっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。

	A	B	C
１	電源電圧	外囲の温度	振動又は衝撃
２	電源電圧	外囲の温度又は湿度の変化	気圧の変化
３	電源電圧又は負荷の変化	外囲の温度又は湿度の変化	振動又は衝撃
４	電源電圧又は負荷の変化	外囲の温度	気圧の変化

［５］　次に掲げる事項のうち、送信空中線の型式及び構成等が適合しなければならない条件に該当しないものはどれか。無線設備規則（第２０条）の規定に照らし、下の１から４までのうちから一つ選べ。

１　整合が十分であること。
２　発射可能な電波の周波数帯域がなるべく広いものであること。
３　満足な指向特性が得られること。
４　空中線の利得及び能率がなるべく大であること。

［６］　無線局（登録局を除く。）に選任される主任無線従事者に関する次の記述のうち、電波法（第３９条）及び電波法施行規則（第３４条の３、第３４条の５及び第３４条の７）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の１から４までのうちから一つ選べ。

１　無線局の免許人は、主任無線従事者を選任しようとするときは、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任しようとするときも、同様とする。
２　主任無線従事者は、電波法第４０条（無線従事者の資格）の定めるところにより、無線設備の操作の監督を行うことができる無線従事者であって、主任無線従事者として選任される日以前５年間において無線局（無線従事者の選任を要する無線局でアマチュア局以外のものに限る。）の無線設備の操作又はその監督の業務に従事した期間が３箇月に満たない者に該当しないものでなければならない。
３　無線局の免許人は、その選任の届出をした主任無線従事者に、選任の日から６箇月以内に無線設備の操作の監督に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。
４　無線局の免許人によりその選任の届出がされた主任無線従事者は、当該主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者に対する訓練（実習を含む。）の計画を立案し、実施するなど、無線設備の操作の監督に関し総務省令で定める職務を誠実に行わなければならない。

［７］　次の事項のうち、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときに無線局が執らなければならない措置に該当するものはどれか。無線局運用規則（第２２条）の規定に照らし、下の１から４までのうちから一つ選べ。

１　１０秒間を超えて電波を発射しないように注意しなければならない。
２　空中線電力を低下して呼出しをしなければならない。
３　その通知に対して直ちに応答しなければならない。
４　直ちにその呼出しを中止しなければならない。

［8］　次の記述は、暗号通信の内容の復元に関する罰則について述べたものである。電波法（第１０９条の２）の規定に照らし、［　　］内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の［　　］内には、同じ字句が入るものとする。

①　暗号通信を傍受した者又は暗号通信を［ A ］であって当該暗号通信を受信したものが、［ B ］、その内容を復元したときは、１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処する。
②　［ C ］が、①の罪を犯したとき（その業務に関し暗号通信を傍受し、又は受信した場合に限る。）は、２年以下の拘禁刑又は１００万円以下の罰金に処する。
③　①及び②において「暗号通信」とは、通信の当事者（当該通信を［ A ］であって、その内容を復元する権限を有するものを含む。）以外の者がその内容を復元できないようにするための措置が行われた無線通信をいう。
④　①及び②の未遂罪は、罰する。

	A	B	C
1	媒介する者	自己又は他人に利益を与える目的で	無線従事者
2	知り得る立場の者	自己又は他人に利益を与える目的で	無線通信の業務に従事する者
3	知り得る立場の者	当該暗号通信の秘密を漏らし、又は窃用する目的で	無線従事者
4	媒介する者	当該暗号通信の秘密を漏らし、又は窃用する目的で	無線通信の業務に従事する者

［9］　次の記述は、無線局（登録局を除く。）の免許の取消し等について述べたものである。電波法（第５条、第２４条、第７６条及び第７８条）の規定に照らし、［　　］内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

①　総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。以下同じ。）が不正な手段により無線局の免許若しくは電波法第１７条（変更等の許可等）の許可を受け、又は同法第１９条（申請による周波数等の変更）の規定による指定の変更を行わせたときは、その免許を取り消すことができる。
②　無線局の免許の取消し等により免許がその効力を失ったときは、総務大臣は、当該免許に係る免許記録にその旨を記録しなければならない。
③　無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく［ A ］の撤去その他の総務省令で定める［ B ］ために必要な措置を講じなければならない。
④　総務大臣は、無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から［ C ］を経過しない者には、無線局の免許を与えないことができる。

	A	B	C
1	送信機	電波の発射を防止する	３年
2	送信機	他の無線局に混信その他の妨害を与えない	２年
3	空中線	他の無線局に混信その他の妨害を与えない	３年
4	空中線	電波の発射を防止する	２年

［10］　非常の場合の無線通信に関する次の記述のうち、電波法（第７４条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

1　総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を無線局に行わせることができる。
2　総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を無線従事者に行わせることができる。
3　総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を無線局に行わせることができる。
4　総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を無線従事者に行わせることができる。

［11］　次の記述は、無線局（登録局及び特定地上基幹放送局を除く。）の運用等について述べたものである。電波法（第５２条、第５３条及び第１１０条）の規定に照らし、［　　］内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

①　無線局は、免許記録に記録されている［ A ］の範囲を超えて運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信及びその他総務省令で定める通信については、この限りでない。
②　無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、［ B ］は、その無線局の免許記録に記録されているところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
③　①又は②に違反して無線局を運用した者は、［ C ］に処する。

	A	B	C
1	目的又は通信の相手方若しくは通信事項	電波の型式、周波数及び空中線電力	３年以下の拘禁刑又は１５０万円以下の罰金
2	目的又は通信の相手方若しくは通信事項	電波の型式及び周波数	１年以下の拘禁刑又は１００万円以下の罰金
3	目的又は通信事項若しくは運用許容時間	電波の型式及び周波数	３年以下の拘禁刑又は１５０万円以下の罰金
4	目的又は通信事項若しくは運用許容時間	電波の型式、周波数及び空中線電力	１年以下の拘禁刑又は１００万円以下の罰金

［12］　次の記述のうち、無線局の検査の結果について総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）から指示を受け相当な措置をしたときに、免許人が執らなければならない手続に該当するものはどれか。電波法施行規則（第３９条）の規定に照らし、下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

1　その措置の内容を無線局検査結果通知書に記載する。
2　速やかにその措置の内容を総務大臣又は総合通信局長に報告する。
3　速やかに措置した旨を検査職員に報告し、確認を受ける。
4　速やかに措置した旨を総務大臣又は総合通信局長に報告し、再度検査を受ける。